

| | |
|-----|-------------|
| 制定日 | 2011年 1月19日 |
| 版No | 第1版（初版） |

エコアクション21 ガイドライン

国立大学法人鳴門教育大学 環境マネジメントマニュアル

国立大学法人鳴門教育大学
エコアクション21運営委員会

マニュアル制定の目的

過去において、快適性、利便性へのあくなき追求が、結果的にオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨など9つの地球環境問題を抱えることになってしまいました。今後は、20世紀型の最適生産、最適消費、最小廃棄の持続可能な社会へ大きく転換しなければなりません。この課題を解決するために、循環型社会経済システムを構築し、実施運用を自主的、積極的に取組むことが必要です。それに最も有効な手段が環境マネジメントシステムを導入し、活動することが循環型社会への第一歩です。

鳴門教育大学は、『エコアクション21』を導入し、学生を含む全構成員が環境意識を高め、地球温暖化防止等に微力ながら貢献して参ります。

具体的に、環境方針を策定し、継続的改善及び環境負荷の低減への取組事項を、中期3カ年活動プログラムに定め、全構成員が達成に向けた実施運用を行い、点検・チェック、内部環境監査並びに学長による全体評価・見直し等の『PDCAサイクル』のスパイラルアップを実践し、環境負荷の低減を行うための環境方針、環境目標を達成し、地球環境保全に貢献していきます。

又、適用する環境関連法規制類及びその他の事項を遵守することを本学の責任として、役割を果たして参ります。

鳴門教育大学として、環境マネジメントシステムを構築し、パフォーマンスの環境負荷の低減は勿論、環境マインドを持った人材育成を目指します。

更に、社会的な説明責任を果たすため、環境方針、環境目標及び環境活動実績、法遵守評価を含めた『環境活動レポート』を作成、ホームページ等で公表し、社会の評価を受けながら、より一層の改善に努めてまいります。

上記プロセス等を、EA21：ガイドライン2009年度版の要求事項を満足するため『国立大学法人鳴門教育大学環境マネジメントマニュアル』を定め、全構成員に周知します。

鳴門教育大学:PDCAサイクル

| PDCAサイクル | 基本的な実行内容 |
|----------|--|
| Plan | やるべきこと、自主的にやりたいことを決めて、書く。 |
| Do | 書いたら、実行する。(100%達成することに執念を) |
| Check | 実行したら、点検・チェックする。 <ul style="list-style-type: none"> ・良い点は、更に伸ばす。 ・悪い点は、是正し改善する。 内部監査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当面、ガイドライン及び学内取決めルールの監査 ・将来、学内の予防管理ができる監査チームを目指す |
| Action | サイクルが回り始めると最も重要な項目。 点検・チェックしたら、学長は、全体を評価し、見直し、改善へ繋げる。 |

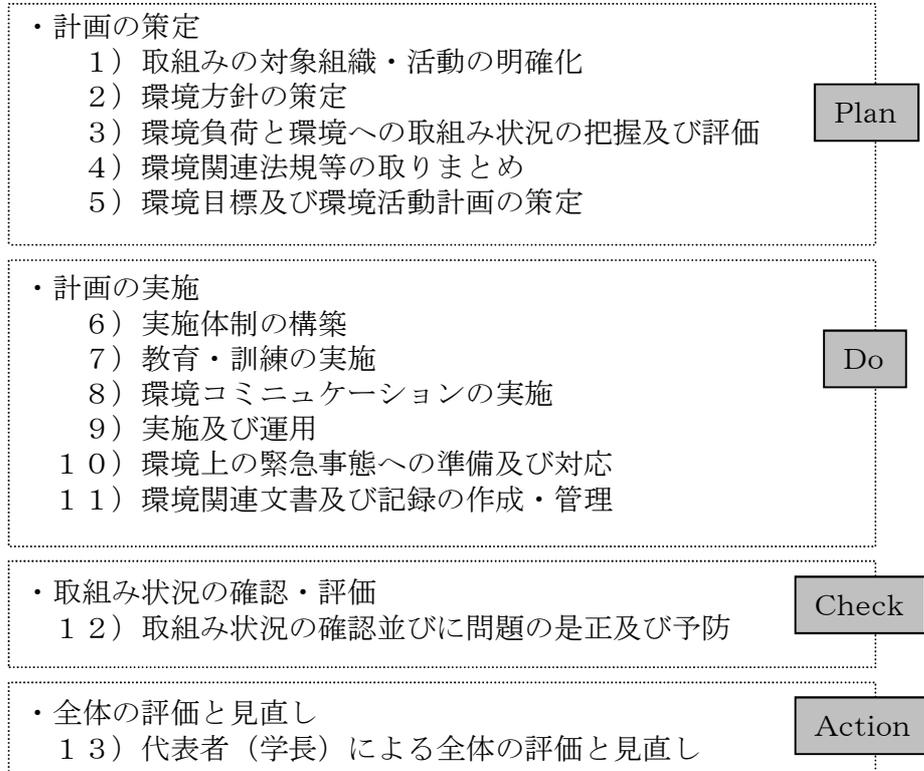
このPDCAサイクルは、本学の全組織、全活動、全構成員における日常活動そのものであり、スパイラルアップを基本とするもの。

『性善説』の観点から、エコアクション21要求事項を解釈することが必要である。そして、要求事項全体で『予防管理』が求められていることから継続的改善により『あらゆる不祥事の未然防止』が究極の目的であることを理解しておく必要がある。

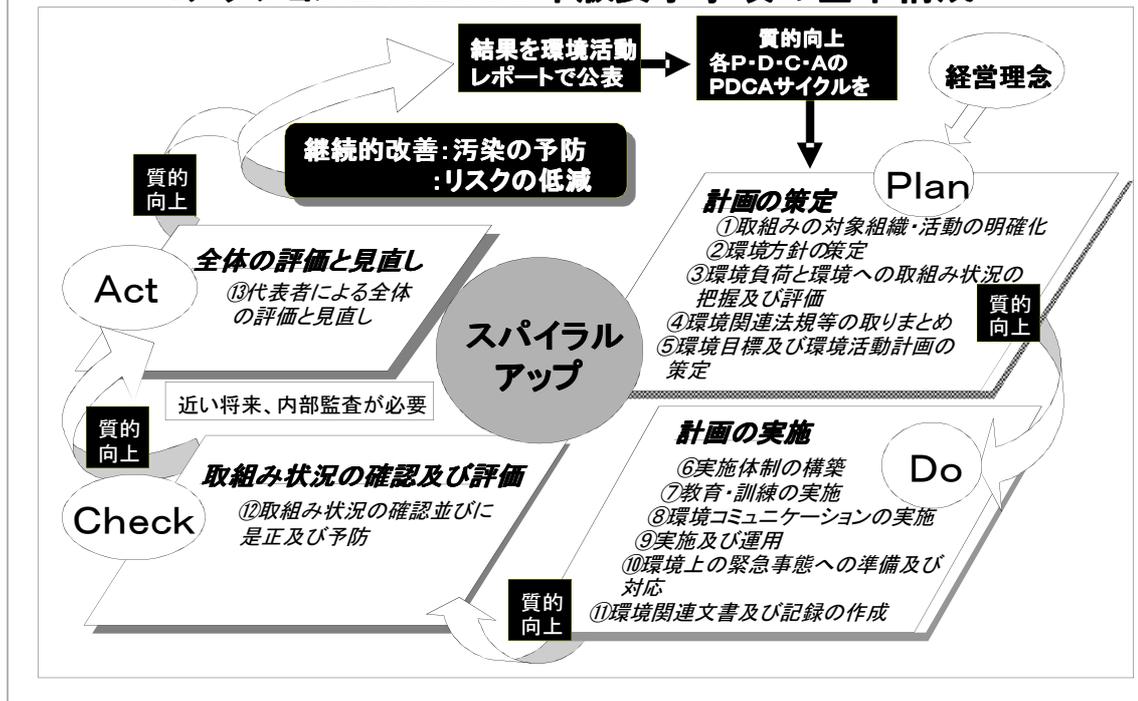
エコアクション21運用の基本構成

改訂履歴

1. 制定の目的
2. 用語の定義
3. エコアクション21要求事項（ガイドライン）



エコアクション21:2009年版要求事項の基本構成



2. 実務に必要な用語の定義

- 1) 環境方針
学長より表明された環境パフォーマンスに関する本学の全体的な意図及び方向付け。
- 2) 継続的改善
環境方針に基づく本学の全体的な環境への取組み（EMSを構築・運用）と結果の改善、向上を達成し環境への取組みと環境経営システムを向上させる繰り返しのプロセスで、学内環境改善に貢献する重要なもの。
- 3) 環境負荷の低減（汚染の予防）
あらゆる種類の汚染物質の低減や廃棄物の発生の抑制で、3つのキーワードに沿った活動を行う。
①回避する ②低減する ③管理する
- 4) 環境目標
本学を取巻く循環型社会への環境問題は、中期的（3年間）取組みが必要であり、中期3カ年間活動計画を考慮した環境方針の全般的な到達目標である。
- 5) 環境活動計画
環境目標を達成するために、目標に合わせて設定される詳細なパフォーマンス。
- 6) 緩和処置
発生した環境影響の拡大防止処置。
- 7) 是正処置
顕在した不適合の原因を除去する再発防止処置。
- 8) 予防処置
潜在的な不適合の原因を除去する未然防止処置。
- 9) 環境上の緊急事態
本学ではどうにもならない緊急事態。雷・台風・地震・火事等を言う。
- 10) 環境上の事故
学内で事故により引き起こされる環境上の悪影響を、およぼすこと。
- 11) 文書
仕事の『仕組み』を表したもの。現在進行中のもので、終了すれば記録。
- 12) 記録
仕事の『成果』を表したもの。過去のもので、改変できないもの。
- 13) 利害関係者
本学を取巻く社会全体を指す。
- 14) 環境活動レポート
社会的な説明責任を果たすため、本学が、エコアクション21の取組み成果・実績を公表するものである。

3. エコアクション21 要求事項

1. 取組みの対象組織・活動の明確化

組織は、大学を構成する全組織の全活動を対象としてエコアクション21に取組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。
認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。

2

環境マネジメントマニュアルは、エコアクション21（EA21）の要求事項を満足すべく、本学の身の丈に合った環境マネジメントシステム（EMS）を構築し実施し、維持し、継続的に改善し、内部監査及び学長による評価と見直し等の実施を行い、システム及びパフォーマンスの継続的改善にPDCAサイクルを回すための指針である。また社会的説明責任を果たすため、本学が法遵守の評価結果を盛り込んだ環境活動レポートを作成・公表することを定めたものである。

対象範囲：全組織、全活動、全構成員の常に最新のものであること。

但し、附属学校園は、2012年度の対象範囲とすることを、環境活動レポートに明記し、公表する。

本学の対象範囲を以下に示す。

1) 全組織

- | | | |
|-----------|-----------|---------------------|
| ①鳴門教育大学 | 〒772-8502 | 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地 |
| ②附属幼稚園 | 〒770-0808 | 徳島県徳島市南前川町2丁目11番地の1 |
| ③附属小学校 | 〒770-0808 | 徳島県徳島市南前川町1丁目1番地 |
| ④附属中学校 | 〒770-0804 | 徳島県徳島市中吉野町1丁目11番地の1 |
| ⑤附属特別支援学校 | 〒770-0808 | 徳島県徳島市南前川町2丁目11番地の1 |

2) 全活動

本学で行われる教育・研究活動及び事務等の全活動

3) 全構成員

学生、教員、事務職員等、大学で働くすべての人

2. 環境方針の策定

代表者（学長）は、環境方針を定め、誓約する。

環境方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・組織の事業活動に見合ったものとする。
- ・環境への取組みの基本的方向を明示する。
- ・組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約する。

環境方針には、制定日（または改訂日）を記載し、代表者が署名する。

環境方針は、全ての構成員に周知する。

4

1) 学長は、定めた対象範囲の中で、次の事項を考慮し、本学に見合った環境方針を策定する。

- ①環境負荷の自己チェック及び環境への取組みの自己チェックの結果
- ②適用する環境関連法令及びその他の事項
- ③利害関係者の見解（上位組織の見解含む）
- ④学長の経営理念、指針等

2) 環境方針は、PDCAサイクルへの最高の指示文書であり、環境目標、環境活動計画を設定及び見直しするための基準とする。

- 3) 環境方針は、次の取組み項目について、自主的、積極的に環境負荷の継続的な削減に取り組むことの誓約が必要です。
- ①継続的改善及び環境負荷の低減に関する遵守の誓約。
 - ②環境関連法令及びその他の事項に関する遵守の誓約。
- 具体的事項の表明が必要。
例：①二酸化炭素排出量の削減。
②水の使用量の削減。
③紙の使用量の削減。
④一般廃棄物の発生抑制。
⑤化学物質の適正管理。
⑥グリーン購入の推進。
- 4) 環境方針は、全構成員に確実に周知する。
【例】①各教育・研究活動教室及び事務等のオフィス活動室に掲示。
②各自に環境カードの携帯。
③教育・訓練（研修）の実施。
- 5) 環境方針の見直し。
基本的には、代表者による全体の評価と見直しで実施する。
- 6) 学長は、環境方針を含めたエコアクション21要求事項を、次世代へ伝承する。
- 7) 環境方針は学長の言葉で誓約することが必要。

| 循環型・低炭素社会：環境方針策定及び公開誓約に必要な言葉 | | | |
|------------------------------|----------------------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 業種・業態の明確化 | | |
| 2 | 組織の事業活動の身の丈に合ったもの。 | | |
| 3 | 継続的改善及び環境負荷の低減（汚染の予防）に関する誓約 | | |
| 4 | 適用する環境関連法規及びその他の事項に関する遵守の誓約 | | |
| 5 | 自主的・積極的な取組み（前年実績から中期3ヶ年計画の環境目標値） | | |
| | | 活動項目 | 取り組む目的 |
| | ① 必須 項目 | 1) 二酸化炭素排出量の削減 | 地球温暖化防止 |
| | | 2) 水の使用量の削減 | 世界の水不足・グローバルな観点 |
| | | 3) 紙の使用量の削減 | 廃棄物最終処分場量の逼迫 |
| | | 4) 一般廃棄物の発生抑制 | 廃棄物最終処分場量の逼迫 |
| | | 5) 化学物質の適正管理 | 人の健康や環境への負荷の最少限 |
| | | 6) グリーン購入の推進 | 環境負荷の少ない持続可能な社会 |
| ② | PDCAサイクルを実践する学生の輩出 | 人材育成 | |
| 6 | 全構成員への周知 | 全員参加で取り組む意思統一 | |
| 7 | 制定日、改訂日、学長の署名 | 公開する証明及び内部への指示書 | |
| 8 | 後継者・次世代へ伝承する | 地球環境保全活動は長期間にわたる | |

- 8) 環境方針は、組織のエコアクション21への取組み状況が、一目で理解できるように可能な限り、A4用紙1枚で表明することが良い。
- 9) 二酸化炭素、水の使用量の削減等は、どこかで削減が困難になった場合、定量化から定性化に切り替えることはあり得る。更に技術新開発により削減可能になった時点で、定量化に戻すことも十分考えられる。

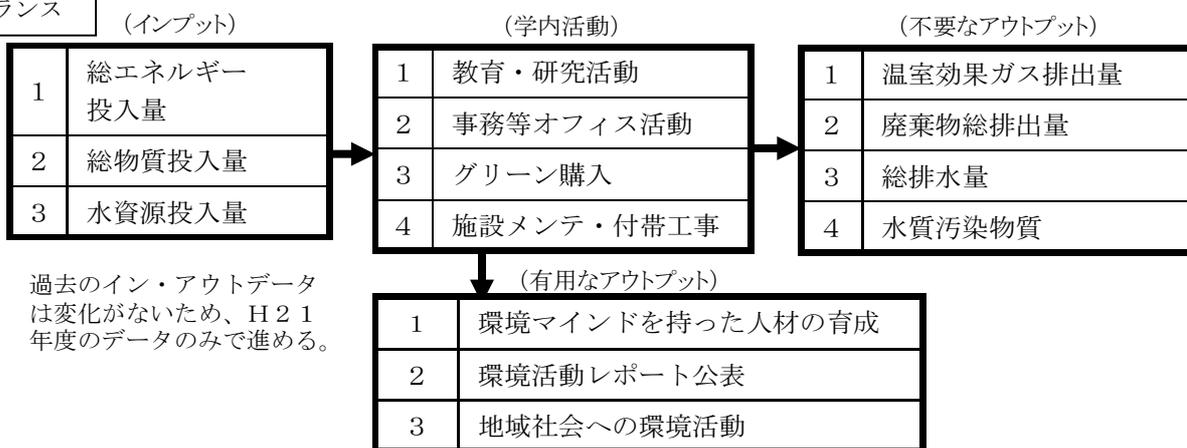
3. 環境負荷と環境への取組み状況の把握及び評価

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を『環境への負荷の自己チェックの手引き』をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。
 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水の使用量は、必ず把握する。
 事業活動における環境への取組み状況を『環境への取組みの自己チェックの手引き』をもとに把握する。

3

- 1) エコアクション21運営委員会は、環境への負荷の自己チェックシートで学内の実態調査を行う。(常に最新の取組対象の環境負荷の特定)
 また、環境パフォーマンス指標からインプット及びアウトプットの項目を整備、環境負荷の自己チェックをまとめ、マテリアルバランスを作成する。
 環境負荷の大きさ、環境影響の重大性を考慮し、環境目標、環境活動計画の設定に反映すること。次回及び将来使い易いチェックシートにアレンジすること。チェックシートの項目では、組織が独自で項目の追加・削除を行い使いしやすいシートにすること。

マテリアル
バランス



- 2) 環境への取組みの自己チェックの実施（実態調査）
 （今後、どのような取組みを行うかを評価・決定する）

□環境管理責任者は、自己チェックシート表に基づき、次の項目を評価する。

| | | |
|---|-----------------|-----------------------------------|
| 1 | 事業活動へのインプット項目 | 該当や関連のない項目は ／を記入。 (削除しても良い) |
| 2 | 事業活動からのアウトプット項目 | |
| 3 | 環境経営システムに関わる項目 | |

①取組みの自己評価方法

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | すでに取り組んで、効果がある項目 | ○ |
| 2 | 取り組んでいるが、更に取組み強化が必要な項目 | △ |
| 3 | 取り組んでいない項目 | × |

②評価結果は、環境目標、環境活動計画の取組み項目に反映すること。

□環境管理責任者は、上記の評価項目を次の基準に従い環境目標達成の取組み手段として、将来に向けた活動の基礎とするためにも独自のアイデアを取り入れて、組織のオリジナリティなチェックシートに改良する。

(例)

①本学活動に関連する項目のみを特定する。

| | |
|---|--|
| 1 | エクセルデータ左端の欄に1を記述し、クリックすれば本学に必要な項目のみが整備できる。 |
|---|--|

②重要度欄の項目

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 環境保全に、重大な効果がある項目 | 3点 |
| 2 | 環境保全に、かなり効果がある項目 | 2点 |
| 3 | 環境保全に、少し効果がある項目 | 1点 |

③取組み欄の項目

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | すでに取組んで、効果がある項目 | 2点 |
| 2 | 取り組んでいるが、更に強化が必要な項目 | 1点 |
| 3 | 取り組んでいない項目 | 0点 |
| 4 | 本学の活動に関連がない項目 | × |

評価点欄の記入 (②重要度評価点数×③取組み状況の評価点数) = 評価点

④取組み項目の記入

重要度と取組み状況を考慮し、今年度に取り組む項目に○、今後取組みが必要な項目に△を記述し、環境活動計画策定時の環境目標の達成手段として考慮する。

⑤評価点の見方

| | |
|--------|------------------------------|
| 中項目の結果 | 集計評価値 (評価点% = (得点/満点) × 100) |
| 大項目の結果 | 〃 |
| 総合の結果 | 〃 |

満点の分母は、対象項目がすでに取組んで効果がある2点となった場合

⑥使い易いチェックリストの整備が、環境目標の達成に有効となる。

本学に関連しない項目は削除。

記載されていないが、本学で有効な項目であれば、追記していく。

環境目標、環境活動計画が未達成の場合に、遅れ挽回策に役立ちます。

3) 最新の情報に基づく、環境負荷と環境活動の状況把握及び評価の見直し。
毎年1回、定期的実施する。

□推奨事項

- 環境への負荷の自己チェックの手引きをもとに、環境への負荷に関するデータを収集し、把握する。
- 事業活動全体のマテリアルバランスを把握する。
- 環境影響の大きな活動等の特定にあたっては、使用量(排出量)の多寡、使用や発生の頻度、有害性等を考慮し、評価の基準を定める。

4. 環境関連法規等のまとめ

事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連事項を整理し、一覧表にまとめる。
環境関連法規等は、常に最新のものとなるよう管理する。 2

- 1) エコアクション21運営委員会は、本学に関連する法的要求事項及びその他の事項を特定し、常に最新のものとして一覧表にまとめる。組織の必須管理項目であることを関係者に周知する。法遵守することは、本学の責任である。

| 法的要求事項 | | その他の事項 | |
|--------|---------------|--------|-------------------|
| 1 | 法律 | 1 | 公害防止協定、地域協定 |
| 2 | 市町村条例 | 2 | 衛生当局との協定 |
| 3 | 監督官庁の出す命令 | 3 | 顧客・利害関係者との合意 |
| 4 | 許認可・ライセンス | 4 | 関連団体からの要求事項・指針 |
| 5 | 裁判所の判例・行政処分事例 | 5 | 自発的な自主基準 |
| 6 | 他 | 6 | 地域社会グループ又はNGOとの合意 |

- 2) 特定した上記の最新情報を各該当部署から取りまとめ、一覧表を整備、改訂し、構成員に周知する。
- ①入手方法
各該当部署は、県・市町村条例のホームページから、年数回改訂事項等を調査し、必要な情報を入手するとともに、県・市の環境法担当部へ年1回程度、出向く等の最終確認をする。
- ②入手後
各該当部署は、入手した最新情報を整理し、施設課へ報告する。
- 3) 特定一覧表への記述事項（理解・遵守し易く明確に取りまとめる）
- ①法・条例の中身をコンパクトにまとめる。
②どの部門、どの作業、担当者等。
③法規制値等の確認方法（監視及び測定の種類、方法を定める）。
④違反時の罰則規定（懲役、罰金又は併科）は、責任者は承知していること。
- 4) 法遵守の定期的評価
エコアクション21運営委員会は、法的及びその他の事項を遵守している実態を年1回程度監視測定及び遵守状況を一覧表に記録し、環境管理責任者は学長にタイムリーに報告する。
- ①直近3か月又は1年前と比較して悪化傾向にある場合は、原因を調査して、改善への対策を実施する。
②適用する法規制類及びその他の事項のすべてを監視及び測定し、遵守評価を行い、結果を記録し保持する。
- 5) エコアクション21の認証取得時は、基本的要件として、法遵守評価が実証できることが、認証・登録の条件であることを自覚して、全項目の遵守評価を確実に行う。
- 6) 環境関連法規類で、環境と重なっている労働安全衛生法（労働安全衛生規則、特化則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん等障害予防規則、石綿障害予防規則）作業環境測定法、じん肺法、電気事業法、建築基準法、高圧ガス保安法、毒劇物取締法等は、エコアクション21の範疇である。

■法的及びその他の事項の解釈の仕方と審査のポイント

1. 遵守する仕組みづくり。学長が法的及びその他の事項の遵守を誓約している。
ここでは、法遵守を直接求めているが、管理する遵守の策定を求めている。
従って、環境管理責任者が中心になり、遵守すべき内容を明確にし、関係作業者に周知する仕組み、『遵守する仕組みを手順化（ルール化）』することが最も重要です。
2. 最新の活動、環境側面に、適用される最新の法律及び組織が同意するその他の事項を漏れなく特定すること。（複数の法律適用に注意）
不明な点は、管轄の監督官庁へ出向いたり、専門家から情報収集して正確に把握することが重要。最新の適用する法律、約束事などの名称と、中身などを特定し、遵守評価がしやすい一覧表を作成する。
またシステム構築、実施、維持には、どのように適用するか、特定する作業が必要である。

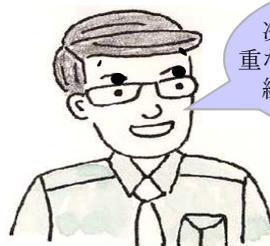
| NO | 作業内容（以下の項目をまとめ一覧表にする。毎年メンテナンスを行う） |
|----|--|
| 1 | 常に最新の法的及びその他の事項並びに協定等を含め特定し明記する。そして参照する。 |
| 2 | 具体的な法規制の内容及び規制値などを漏れなくコンパクトにまとめて明記する。 |
| 3 | 適用する法規制等は、どの部門の、どの作業の、誰の作業の側面なのか明記する。 |
| 4 | その作業には、公的資格等の必要性の可否及び保持を明記する。 更に、資格者年齢を明記し、特に公的資格者不在にならないように有資格者一覧表を作成し、毎年更新する。 |
| 5 | 相互関係の手順書名も併せて明記して、分かりやすく、活用しやすいものにする。 |
| 6 | 違反時の罰則規定（懲役刑及び罰金刑又は併科）を明記する。責任者に周知する。 責任者は、構成員に自覚を促すことで、法的及びその他の事項を遵守する人材の育成。 |
| 7 | この一覧表は、環境管理責任者、各教育部、事務組織は関わっていること。 |

3. 一覧表を、構成員は勿論、関係する請け負い業者等に、誰が周知するのか明確にしておく。
特に、産業廃棄物処理法は、排出事業者としても充分理解しておく必要がある。
4. 調査及び審査時の注意点。（設備・施設類の該当法律も見直し、整備すること）
 - 1) 忘れてたり、抜けてたりしやすいのが自治体等への届出施設である。初期レビューで細かく調査することが必要であり、未届けがあれば必ず追加届出をすること。
 - 2) 自ら法規制の改訂、新しい法規制施行など常に最新版に基づく管理が必要、誰が、どこから、どのように、いつ頃入手するのか手順を決めておくこと。
又利害関係者へどのような方法で周知するのか明記すること。（請負業者含）
 - 3) 過去に問題があったから法令化しているので、法規制が適用される作業等は全て重点管理項目に取り上げて、改善するもの、維持するものに分けて、又、日常的及び定期的に区分して管理することを法令、条例に基づき整備すること。
 - 4) 環境法、労働安全衛生法、消防法、毒物劇物取締法、高圧ガス保安法などは勿論組織全体に適用される全ての法律関係をこの際に整理してみることが、組織全体の運用面で効果的なものになります。力仕事になります。CSR（企業の社会的責任）の運用にも有効になります。
 - 5) 安心安全が確保できる仕組みを整備し、現場作業員も分かり易い、使い易い、又、遵守の定期的評価もやり易い一覧表に仕上げること。

遵守させる方法は？
継続が難しいですね



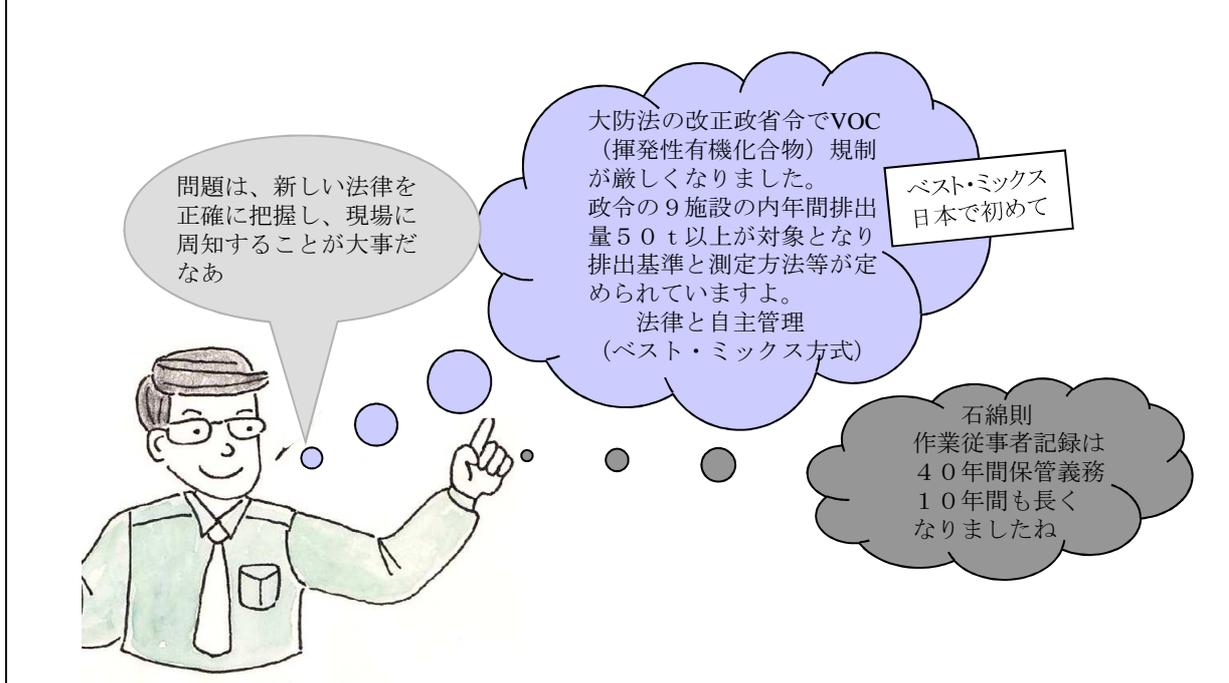
次ページの事例のように
重なる法律に注意して特定し
繰り返し教育が必要だね



工事例) : 飛散性石綿 (アスベスト) と PCB の取扱い

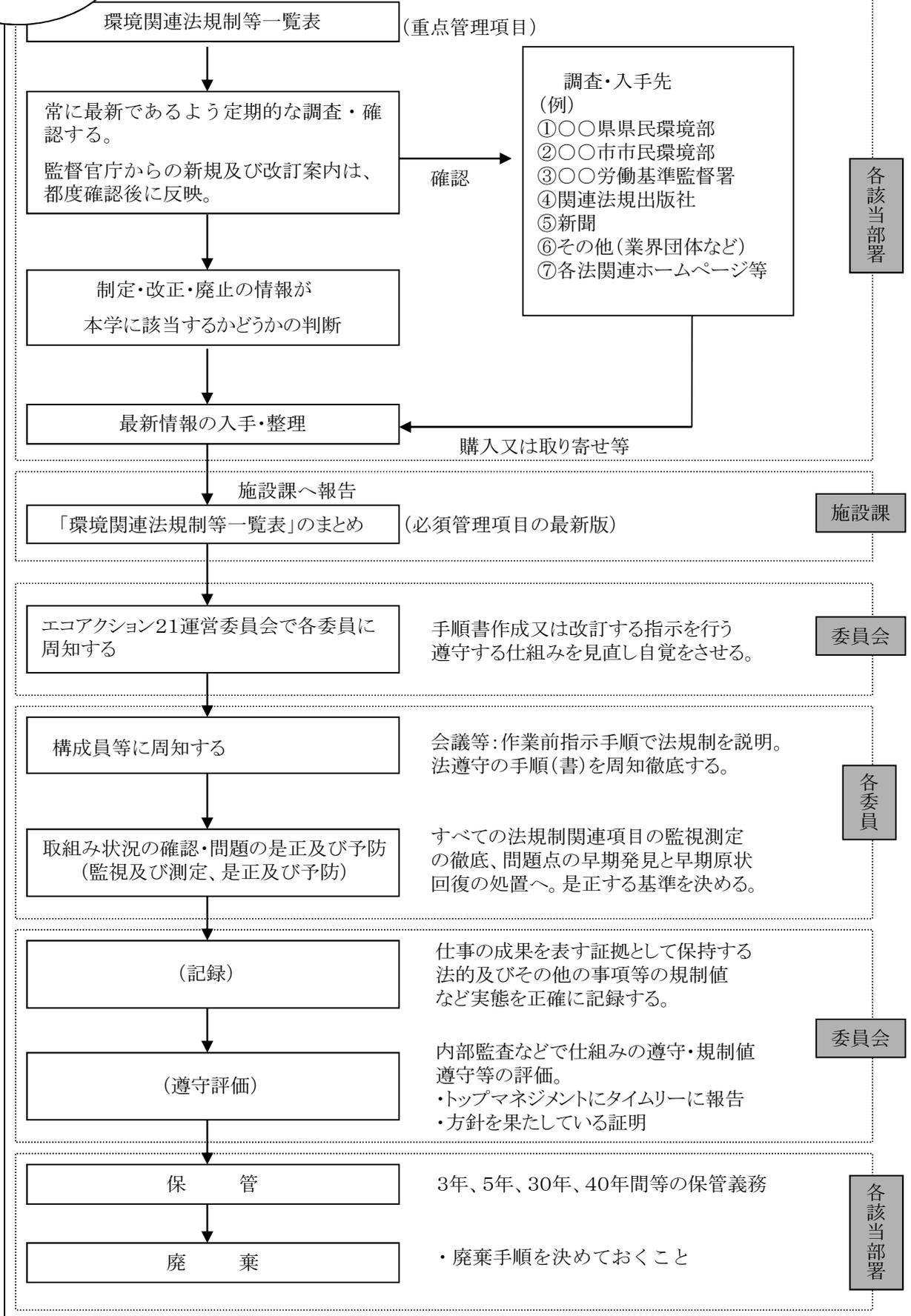
| 注意が必要な工事プロセス | 環境・労働安全衛生影響 | 法的及びその他の事項 |
|--|---|---|
| <p>内装解体</p> <p>元請業者が使用箇所調査義務 工事のどの工程で実施するか工事業者が、決める。(工事届出) 建材及び使用時期で判断するが不明時は、サンプリング検査をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吹き付け石綿 (S造の耐火被覆) ・ 同じ (吸音用) ・ 石綿含有保温材 (配管曲がり部) ・ 同じ (ボイラー外周部) ・ 保温材ダクトパッキン材(飛散し易いもの) ・ 石綿含有バーミキュライト(天井吹付け) ・ 石綿含有ケイ酸カルシウム板2級(S耐火被覆) | <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シートによる隔離 ・ 負圧除じん ・ クリーンルームの設置 <p>悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染で環境悪影響 ・ 中皮種 肺がんで死に至る | <p>大気汚染防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物・工作物対象 <p>労働安全衛生則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査 ・ 工事計画書 ・ 防じん装置 ・ 除去作業場所の隔離 <p>石綿障害予防規則</p> <p>廃棄物処理法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熔融による無害化処理促進の処理能力のある処理場を認定する特例制度の創設 <p>建設リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他、条例で届出義務化。 <p>建築基準法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吹きつけ、アスベスト・ロックウール等飛散の恐れのある物使用禁止 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB (安定器・トランス・コンデンサー) ・ PCB 含有シーリング 例・ ガラス、サッシ、パネル 立ち入り禁止措置 撤去物散逸防止 撤去物は保管容器に収納 保管物は施主に渡し 産業廃棄物処理法に基く届出保管 | <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発見時は、施主に報告し引渡を行う ・ 破損させない扱い保管 運搬時に注意 <p>悪影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中皮種 ・ 肺がんで死に至る | <p>PCB 廃棄物特別措置法・廃棄物処理法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管中の譲渡等の禁止。 ・ 保管基準 等 <p>電気事業法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用変更等報告・届出 |

平成18年改正



環境関連法規制（最新版含む）の入手から遵守評価手順の例

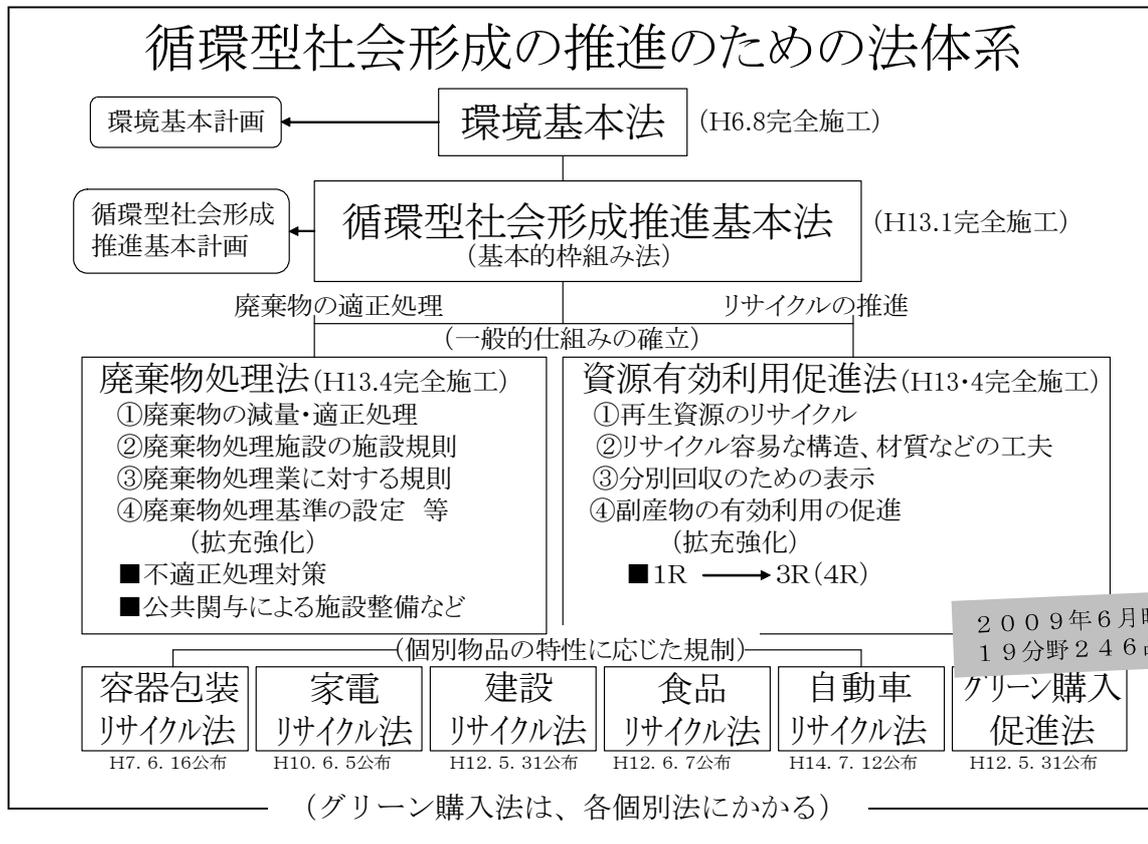
認証・登録
の条件



環境関連法のあらまし

組織運用は、都道府県の条例等を、ネット検索し、不明な点は管轄の自治体に問い合わせなどを通じて、適用する規制基準などを正確に把握することが必要です。一度整備されたら、自治体へ出向き確認することが一番良いと思います。法の番人は自治体です。

- 1 日本国憲法 憲法には環境に関する条文はないが、掘りところは次の条文と考える
 第11条（基本的人権）第13条（個人の尊重・幸福追求権の規定）
 第25条（生存権の規定・健康で文化的な最低限度の生活・社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上増進）
 第94条（地方公共団体・法律の枠内での条例制定）
 第98条は、国際条約、国際法の拘束力があり憲法の上位に位置する。
- 2 環境基本法 目的・基本理念・責務など示す。
 国、地方公共団体、事業者・国民の責務などが定めている。
 例) 事業者の責務
 ①公害を防止し、自然環境を適切に保全
 ②製品が廃棄物になった場合の適切な処理
 ③製品が使用又は廃棄されることによる環境への負荷の低減努力
 ④環境負荷の低減に資する原材料や役務（3R）の利用
 ⑤広く環境保全に自ら努め、国又は地方公共団体の施策に協力
 環境影響評価法（アセスメント法）などがある。
- 3 環境基準 行政の将来の努力目標であり、企業を直接拘束、規制するものでない
 ・大気汚染 ・水質汚濁 ・土壌汚染 ・騒音
 ダイオキシンは、大気汚染・水質汚濁・土壌3つの環境基準がある
- 4 環境関連法規制 許容値（規制基準）を示し、企業を直接拘束、規制するもの。
 次ページに比較的重要で、しかもかなり多くの業種に関係しているものを記述している。
- 5 循環型社会形成推進基本法



環境関連法

日本国憲法

多く必要とされる規制法を記述。但し業種特有の建築基準法、食品衛生法などがある。

1. 環境基本法

| | | |
|------------------|------------|--|
| 16. 循環型社会形成推進基本法 | 環境一般 | 2. 公害防止組織法 3. 環境教育推進法 4. 環境配慮促進法 5. 工場立地法 6. 環境影響評価法 (民間生活アセス活用) |
| | 地球環境 | 7. 温暖化対策法 8. フロン回収破壊法 9. 新エネルギー法 10. 省エネ法 11. エネルギー政策基本法 12. 省エネルギー及び資源リサイクル法 13. オゾン層保護法 14. 電気事業者の新エネ法 15. 海洋汚染防止法 |
| | 産業廃棄物リサイクル | 17. 廃棄物処理法 18. 資源有効利用促進 (改正リサイクル) 法 19. PCB特措法 20. 特定産業廃棄物処理特定施設法 21. 特定産業廃棄物法 22. 特定有害廃棄物法 23. 容器包装リサイクル法 24. 家電リサイクル法 25. 食品リサイクル法 26. 建設リサイクル法 27. 自動車リサイクル法 28. グリーン購入法 29. (欠番) |
| | 大気騒音振動 | 30. 大気汚染防止法 31. 自動車Nox・PM法 32. 騒音規制法 33. 振動規制法 34. 悪臭防止法 35. スパイクタイヤ粉じん法 |
| | 水質土壌農薬 | 36. 水質汚濁防止法 37. 浄化槽法 38. 下水道法 39. 工業用水法 40. ビル用水法 41. 湖沼法 農業用水 42. 瀬戸内法 43. 有明海・八代海再生法 44. 土壌汚染対策法 45. 農薬取締法 46. 農用地土壌汚染法 47. 水道法 48. (欠番) |
| | 化学物質 | 49. 化審法 50. P R T R 法 51. 毒劇物取締法 52. 高压ガス保安法 53. 一般高压ガス保安規則 54. 消防法 55. ダイオキシン特措法 56. 有害物質含有家庭用品法 57. 日本版R o H S (J - M O S S) 日本版R E A C H 規則。 |
| | 労働安全衛生 | 58. 労働安全衛生法 59. 特化則 (特別化学物質等障害予防規則) 60. ボイラー則 61. 有機溶剤則 62. 鉛中毒則 63. 四アルキル則 64. 高気圧作業則 65. 電離放射線則 66. 酸欠則 67. クレーン則 68. ゴンドラ則 69. 事務所衛生則 70. 粉じん則 71. 石綿則 72. 作業環境測定法 73. 騒音障害防止ガイド 74. 健康増進法 |
| | その他 | 75. ビル管理法 76. 電気事業法 77. 放射線同位元素法 78. 放射線障害予防法 79. 公害犯罪処罰法 80. 公害健康被害補償法 81. 大規模小売店舗立地法 |
| | 道路法 | 82. 道路交通法 83. 道路車両運送法 |
| | 国際法 | 84. ~ 次ページ参照 |

国際環境法

| 環境課題 | | 西暦 | 条約名 | 規制内容 |
|------|-----------------|-------------------------|--|--|
| 1 | オゾン層破壊 | 1985年 1987年 | ウィーン条約 モントリオール議定書 | オゾン層の保護 オゾン層を破壊する物質規制 |
| 2 | 酸性雨 | 1979年 1985年 1988年 | 長距離越境大気汚染条約 ヘルシンキ議定書 ソフィア議定書 | 硫黄酸化物排出量規制 |
| 3 | 海洋汚染 | 1972年 | ロンドン条約 | 2007年・30ヶ国締結 陸上廃棄物の海上投棄規制 洋上での焼却規制 |
| | | 1978年 | マルポール条約 73国際条約／78議定書 | 有害物質積載用の船舶タンク洗浄水の排出の具体的内容 |
| | | 1990年 | OPRC条約 | 船舶からの油、有害物質の規制 200カイ排他的経済水域設定 海洋の油濁防止 |
| | | 1994年 | 海洋法条約 | 漁業資源管理と汚染防止義務 |
| 4 | 野生生物多様性 | 1971年 | ラムサール(イラン)条約 | 150ヶ国・1579ヶ所の水鳥が生息する湿地の保護。 日本・20ヶ所、計33ヶ所が登録湿地 |
| | | 1973年 | ワシントン条約・ゴリラ等 | 野生動植物950品種国際取引規制 日本では、クジラ7種を留保 |
| | | 1992年 | 生物多様性に関する保全条約 | 生物種の保護 |
| 5 | 有害物質越境移動 | 1989年 | バーゼル条約 | 207年・170ヶ国・機関 有害廃棄物越境移動処分・規制 |
| 6 | 砂漠化 | 1996年 | 砂漠化対処(防止)条約 (特にアフリカの国) | 2008年・192カ国とEC 国際連合条約 |
| 7 | 地球温暖化 | 1994年 | 気候変動枠組み条約 (地球温暖化防止条約) | 2003年115カ国締結。 2004年188ヶ国締結及びEU |
| | | 1997年 | COP3・京都議定書 | 1997年 京都第3回締約国会議 法的拘束力のある京都議定書発効 2007年176ヶ国及びEUが締結 日本・温室効果ガス削減目標 1990年比△6%(2012年達成) |
| | | 2009年 | COP15・デンマーク | 2013年以降の削減目標値に期待 |
| 8 | 特定有害物質農薬の取引事前通報 | 1998年 | ストックホルム条約(ポップス条約) | 2009年・100ヶ国とEC 残留性有機汚染物質 |
| | | 1998年 | ロッテルダム条約(PIC)(9月) | DXN. PCB, DDTなど 2007年・127ヶ国(EC含む) 特定有害化学物質、農薬の国際取引に関する事前通報同意条約。途上国への輸出を防止。 |
| 9 | 南極地域の生態系の保護 | 1991年 | 環境保護に関する南極条約議定書 (南極の生態系保護) | 2008年・33ヶ国締結。 環境影響評価・鉱物資源活動の禁止 動植物の捕獲。持ち込み規制。廃棄物の南極地域からの除去と適正処分。 |
| | | (1997年) | (日本独自の南極環境保護法) | (日本・南極条約議定書の国内措置) |
| 10 | 世界自然遺産の保護 | 1972年 | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (世界的価値を有する文化的或いは自然的な記念物や地域を守る) | 2007年・185ヶ国締結。以下日本遺産。 自然遺産:屋久島、知床半島、白神山地の3地域。 文化遺産:姫路城、白川郷、原爆ドーム、厳島神社、日光の社寺等の文化的景観の計11地域、合計14件が登録。 |

5. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組み状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。
 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、水の使用量の削減等について、中期の目標と単年度の目標を策定する。
 環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。
 環境目標と環境活動計画は、関係する構成員に周知する。 4

- 1) 環境管理責任者は、環境負荷及び環境への取組み状況の自己チェックを踏まえて、環境方針と整合させた環境目標（中期3カ年計画）を策定する。
- ①二酸化炭素排出量の削減 (2010年度比・△3%)
 - ②水の使用量の削減 (2010年度比・△3%)
 - ③紙の使用量の削減 (2010年度比・△3%)
 - ④一般廃棄物の発生抑制
 - ⑤化学物質の適正管理
 - ⑥グリーン購入の推進

上記項目を『どの部門の誰が、何を、何時まで、どの方法、どの程度』について議論し、以下のような項目を決定する。

【例】

| 二酸化炭素排出量削減 | | 環境目標(中期3カ年計画) | | |
|------------|----|------------------------------|-----------------------|------------------------|
| | | 目標 | | 環境方針の到達点 |
| 前年実績 | | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
| 実績の累計△% | | △1% | △1% | △1% |
| 削減項目 | 担当 | 主な達成手段 | 主な達成手段 | 主な達成手段 |
| 電力 | 委員 | 全部門細めな節電 △1% | 各部屋の統合による節電 △1% | 工場レイアウト改善 効率化 △1% |
| 燃料 | 委員 | 暖冷房の温度規制。 従来比△2℃実行 △1% | エコカー・ハイブリッド車導入 △1% | 通学5km圏内・自家用通勤中止 △1% |

- 2) 環境管理責任者は、上記から当期の環境活動計画（月別年間計画）を毎月進捗管理ができるように工夫をして策定する。上記①②③④⑤⑥項目の削減等を具現化するために以下の内容を明記し、実行する。

- ①各部署の推進責任者、担当者
 - ②達成手段
 - ③日程（プロセス・フィニッシュ）
- 左記『3項目は、進捗管理に必須』

- 3) 上記1) 2) を全構成員に周知・共有・意思統一し、達成に向け実行する。

4) 進捗管理

環境目標、環境活動計画の進捗状況は、毎月エコアクション21運営委員会で各委員は、実績を環境管理責任者に報告する。翌月に向けた対策等の打合せを行い達成に向けた活動を行う。

環境管理責任者は3カ月に1回進捗状況を監視・測定、評価し、達成への指導事項を周知し、記録に保持する。

- ・未達成の場合は、挽回する指導対策を明記し、周知する。
- ・達成した場合の原因も明確にし、次へ反映することは有効である。

5) 連続3か月未達成の処置

環境管理責任者と各委員が次の項目を総合的に見直しを行う。

①責任体制 ②達成手段 ③日程（プロセス・フィニッシュ）の3項目のどこに問題があるのか、総点検を行い、原因を明確にし、原因の除去対策（是正と予防）を行い、達成に向けた活動を行う。

6) 毎年見直し、最新のものであることを確認し、関係者に周知徹底。

環境管理責任者は、上項、1)～5)項は、学長決裁を得て、全構成員に周知徹底する。

| (参考例) 鳴門教育大学の主な目標例 | | |
|--------------------|-----------------------------|---------------|
| NO | 具体的 取組み項目 | 中期3カ年目標 (定量化) |
| 1 | 環境に配慮した物品等の調達方針に基づくリスト作成・購入 | グリーン購入：基本方針 |
| | ・環境ラベル認定製品優先購入・省エネ基準適合製品購入 | |
| | ・再生材料を多く使用した製品を優先購入 | |
| | ・リサイクルしやすい製品を優先購入 | |
| | ・有害化学物質の含有量が少ない商品を購入 | |
| | ・購入ルートの効率化で二酸化炭素削減 | |
| | ・トップランナー方式の採用 | |
| 2 | 水質汚濁防止 | 閉鎖的海域・瀬戸内海法 |
| | ・排水処理設備の点検、監視・測定頻度の遵守 | |
| | ・窒素、リンの除去策及びBOD総量規制 | |
| 3 | 廃棄物の発生抑制、適正処置 | 廃棄物処理法 |
| | ・使い捨て製品（紙コップ、容器等）の使用や購入の抑制 | |
| | ・余分な物は持ち込まない | |
| 4 | 他、二酸化炭素排出量の削減など | 地球温暖化防止など |

□推奨事項

- ・組織の規模等に応じ、組織全体の目標に加えて、部門別の目標を策定する。
- ・環境活動計画について、単年度のみならず中期の環境目標と対応した中期の環境活動計画を策定する。
- ・事業活動を生物多様性の観点から見直してみる。
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用のため、具体的取組みの実施に努める。

※生物多様性に関する具体的取組みについては、別表の「4. その他 1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組み」を参照。

| | |
|----|--|
| 確認 | 生物多様性の保全と持続可能な治療のための具体的取組み |
| | 調達する原材料（木材、水産物、農作物、鉱物等）の原産地を把握している |
| | 原材料の生産や採掘が、現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないが、先住民の権利は尊重しているか等についての情報を得ている |
| | 調達する原材料について、認証品（森林認証、漁業認証等）の活用を施行している。 |
| | 地元の自然資源の積極的な利用を図り、地産地消を推進している。 |
| | 事業活動が生物多様性を与える影響を公表している。 |
| | 事業所周辺の環境や生き物の保全活動（生息地の整備等）を通し事業活動を行う地域環境への配慮を行っている |

必須取組み事項を”回避、低減、管理”又は“除去、代替、管理策”の展開手順

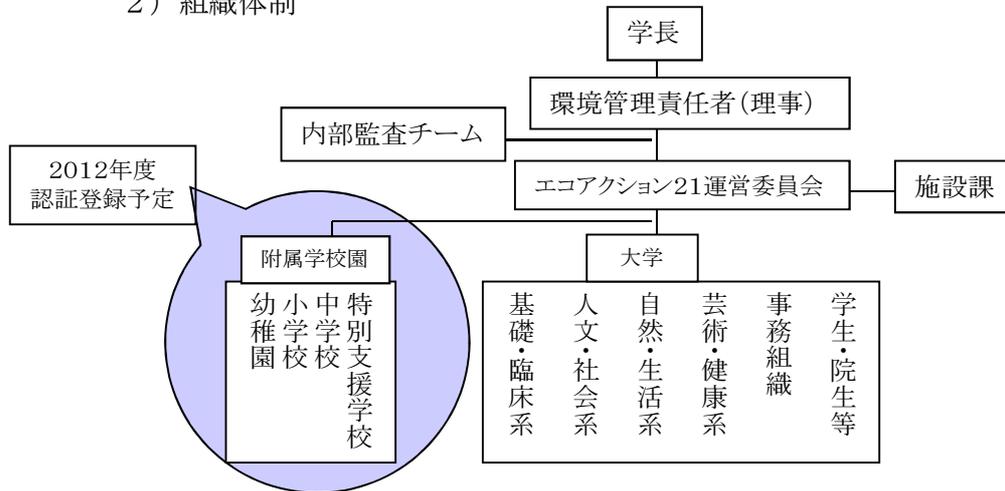
下記、1. 2. が、環境及び人体へ悪影響を及ぼすものであり、重点管理項目としてPDCAサイクルをまわすことになる。

1. 主観的な、自己チェックから絞り込んだ必須重点管理項目の特定
2. より客観的な、法的及びその他の事項の重点管理項目の特定
3. 維持管理とは、現状より悪化させないことが前提である。

6. 実施体制の構築

エコアクション21環境経営システムを構築・運用し、環境への取組みを実施するために効果的な実施体制を構築する。
実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全員に周知する。2

- 1) 学生が主体の体制づくりに巻き込むか。
- 2) 組織体制



3) 役割・責任

- ①学長（環境経営に関する最高責任者）
 1. 環境方針の策定及び見直しを行う。
 2. 環境活動の日常代行者として環境管理責任者を任命し必要な権限与える。
 3. エコアクション21全体の評価と見直しで改善につなげる。
 4. 環境活動レポートの承認。
 5. 環境活動に必要な経営資源の準備、提供する。
(経営資源：①人材 ②設備類 ③材料 ④工法 ⑤財源)
- ②環境管理責任者（組織力、マネジメント力、リーダーシップを兼備した者）
 1. エコアクション21の構築、実施、改善、維持することを確実にする。
 2. エコアクション21の活動の取組み状況と成果・実績を学長に報告する。
(学長による評価・見直しのためのインプット情報)
 3. 環境活動レポートを毎年1回策定、学長承認後にエコアクション21中央事務局へ提出
 4. 中期計画、活動計画での必要な資源を算出し、学長に決裁を得る。
 5. PDCAサイクルを効率よく回すため各部門の役割責任を周知する。
- ③エコアクション21運営委員会
 1. エコアクション21システムの構築と、運用する。
 2. 大学全体の環境負荷と環境への取組み状況の自己チェックの実施。
 3. 環境目標、環境活動計画の作成。
 4. 環境活動実績の集計。
 5. 環境関連法規等の取りまとめ表の作成。
 6. 環境関連法規等の遵守評価の実施。
 7. 環境目標の達成状況の把握及び評価を行う。
 8. 環境活動レポートの作成
 9. エコアクション21システムの問題の解決。
 10. 外部の利害関係者からのコミュニケーションを受付、学長に報告し、対応する。

- ④各委員等(各教育部、事務組織、学生・院生)
 1. 各組織の環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を把握する。
 2. 各組織の環境目標の取組み結果について、評価及び見直しを行う。
 3. その他、各組織の環境目標、環境活動計画に従った取組みに関する事項を協議する。
 4. 各個人の役割責任を周知する
- ⑤施設課(エコアクション21運営委員会事務所掌)
 1. 環境マネジメントマニュアル原案作成し、改訂含めエコアクション21運営委員会へ提出。
 2. 環境負荷及び環境への取組み、自己チェックリストの作成。
 3. 環境関連法規類の遵守評価ができるチェックリストを作成。
 4. 環境活動レポートに必要なデータ収集とエコアクション21運営委員会への報告。
- ⑥全構成員
 1. 各自所属する部署の環境関連法規をとりまとめ、施設課に提出。
 2. 各自所属する部署の環境負荷及び環境への取組みの自己チェックを行う。
 3. 環境目標、環境活動計画に従った取組みの実施。

- ・二酸化炭素排出量の削減プロジェクト
- ・水の使用量の削減プロジェクト
- ・紙の使用量の削減プロジェクト
- ・一般廃棄物の発生抑制プロジェクト
- ・化学物質の適正管理プロジェクト
- ・グリーン購入の推進プロジェクト

横断的な活動のリーダーが必要

□推奨事項

組織の代表者は、単に、「かけ声」をかけるだけでなく、環境への取組みを適切に実行するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備することです。資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、環境への取組みを実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備することです。

7. 教育・訓練の実施

エコアクション21の取組みを適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

1

以下に環境管理責任者が行う項目を示す。

PDCAサイクルを効率的に回すための骨格の肉づけとして教育を実施し、構成員の人材育成を行う。そのために必要な経営資源を準備し、提供できるように学長決裁を得る。

1) 認識・自覚を高める。

①管理職を除く全構成員。

環境保全活動への参加意識を高め、エコアクション21を活用するメリットなどを理解するための項目を、以下に示す。

1. 環境問題の現状とエコアクション21における環境への取組みの意義。
2. 環境方針の重要性を知り、それを達成することの重要性を知る。
3. 共通の環境目標、環境活動計画の実行計画と達成への手順の周知。
4. 自らの役割及び責任（緊急事態への準備対応含む）
5. 手順（書）から逸脱時の最悪の結果。

②管理職の教育・訓練項目。

1. 各部門責任者としての役割、責任及び権限。
2. エコアクション21（環境経営システム）の概要。
3. 環境目標及び環境活動計画の詳細と達成責任。
4. 緊急事態への準備及び対応の熟知と手順のテスト。
5. 適用する法規制等に関する遵守評価の重要性。

2) 特定の業務に従事するために必要な対象者。

①法規制及びその他の事項に関する業務担当者

1. 法的及びその他の事項の規制内容及び遵守の手順。
2. 公的及び学内資格取得者一覧表の作成と維持。

・業務推進上で、必要な公的資格の取得。

・業務推進上で、学内資格（一定の技術又は管理手法）の習得。

②業務上、手順を誤ったり、教育・訓練されていない人が作業した時に、事故や環境へ悪影響を及ぼす原因となるような業務については、予め学内資格を決めておくことが必要です。

・排水処理施設装置の運転操作：運転手順・規制値等

・法規制値等の監視及び測定、記録保持者。

③緊急事態への準備及び対応で役割責任が指名されているもの。

・手順書の充実、遵守することで安全作業等が可能になる。

3) 教育・訓練計画の策定、実施及び記録の保持

1) に関する項目の教育・訓練が必要な構成員名、講師名等を明記した詳細な計画を作成し、周知する。

教育・訓練の結果を記録に保持する。

4) 有資格者一覧表の整備

公的資格等、学内資格含め明確にしておくこと。

□推奨事項

- ・教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムにより実施する。
- ・教育・訓練の実施結果を記録に残す。

8. 環境コミュニケーションの実施

組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。外部からの環境に関する苦情や要望の受付、必要な対策を行い、その結果を記録する。

環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。

2

1) 内部コミュニケーション

エコアクション21運営委員会は、掲示板に環境活動に関する内外の情報等を掲示し、学内のコミュニケーションを図る。トップダウン及びボトムアップで双方向の情報交換を行う。

2) 外部からの利害関係者のコミュニケーション（苦情や要望等）

エコアクション21運営委員会は、この情報を受付、本学にとって適切と判断した場合に、速やかに必要な対策を行い、情報提供者に回答する。又、自治体及び監督官庁からの指導要綱等も含む。これらのやりとりは、様式化した記録に保持する。

3) 環境活動レポート作成と公表。

学生を含むエコアクション21運営委員会は、社会的な説明責任に基づき、環境活動レポートを作成し、学長の承認を得て公表する。

このことは、社会のニーズでもあり、社会からの信頼を得ていくための必要不可欠な要素です。又、社会からの評価を受けることは、本学の環境意識が高まり、地域社会との連携が強化されることを再認識し、必要な情報を積極的に公表していきます。以下に活動レポートに必要な項目を示す。

① 本学の概要

- ② 対象範囲 ・ 大学は、2011年度認証・登録。
・ 附属学校園は、2012年度認証・登録と拡大予定。

③ 環境方針

④ 環境目標及び実績（定量化）

⑤ 環境活動計画及び実績（定量化）

⑥ 環境活動計画の取組み結果とその評価、次年度の取組み

⑦ 適用する法規制類及びその他の事項の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無。

⑧ 学長による全体評価と見直しの結果

⑨ 社会とのコミュニケーション状況

□ 推奨事項

- ・ 内部コミュニケーションを図るため、会議や掲示板、学内メール等を活用して、環境経営システムや環境に関する情報を伝達する。
- ・ 環境に関する改善提案等の内部意見を受け付ける手順を定める。
- ・ 環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を定める。

9. 実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組みを実施する。環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。 2

1) 環境方針、環境目標等を達成するために必要と思われる取組みを、適切に実施する。

必須管理項目のための必要取組みを以下に示す。

①作業手順書の作成

環境方針、環境目標等達成のために、作業手順書が必要と思われる場合は、あらかじめ作業手順書を作成し、目標達成に向けた実施・運用を行う。

1. エコアクション21運営委員会と各委員の話合いで、手順書がないと実施及び運用が難しいと思われるもの（最低必要限度）に限り、作成をする。

例：法規制値を順守するために自主規制値を設け、手順書に従った作業を行い、自主規制値を遵守する。

2. 作業手順書に代わるものに、掲示、立看板、絵図等の活用がある。

3. 作業手順書には、運用基準を明記すること。

関連する多くの作業員が活用するので、同じ結果になるように、運用（判断）基準を設け、これを逸脱しないように遵守する。

4. 運用基準は、法規制・基準値、作業ルール、作業点検項目、機械設備類の点検項目、目標・活動計画日程、達成手段等々。

②作業の手順を作り、周知徹底する。

手順書は必要ないが、手順（口頭周知等）の意思統一が環境方針、環境目標達成に必要と思われる場合、各委員は、その手順を作り、関係者に周知徹底を図り遵守する。

③環境方針、環境目標、環境活動計画を達成するための取組みは、本マニュアル16ページに示しているが、維持管理項目に展開しているものは、維持する方法を決めて実施する。

2) 大学構内常駐の供給業者、請負業者、取引業者等に関する環境活動計画の内容を周知し、達成への必要な取組み事項を要請し、エコアクション21・環境マネジメントシステム実施に理解を求め、協力依頼を周知する。

売店、食堂、廃棄物処理・排水管理業・電気工事・種々納入業者等の契約、協定等を確認し、必要な事項を周知すること。

法規制類及びその他の事項一覧表に示す

□推奨事項

- ・ 手順書には、実施にあたっての要件として、守るべき基準等を定める。
- ・ 規制遵守のために自主管理値等を定めて管理する。
- ・ 環境関連法規等を具体的に遵守するための手続き、例えば、測定の頻度、方法、担当者等を定める。
- ・ 構内常駐の業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し必要な取組みを要請する。
- ・ 請負業者については、契約時に必要な事項を盛り込む。

10. 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。 1

1) 特定の仕方

環境管理責任者は、天災（地震・落雷・台風等）や、火災・爆発・突発事故等により、制御あるいは管理できない状態となる緊急事態及び事故によって引き起こされる環境上の悪影響を及ぼす可能性を特定する。
特定した項目は、学内の重点管理項目であることを関係者に周知する。
（リスク管理からも人災害防止、人命救助を最優先すること）

緊急事態

- ①火災発生
- ②地震
- ③ガス漏れ

2) 作業手順書の作成。

事故及び緊急事態を特定した項目数は、作業手順書の作成が必要。
それには、事前の準備として、引き起こされる悪影響が最小限に抑えられる対応策を定めた作業手順書を作成し、関係者に周知徹底する。
その際には必ず予防のための手順を明記する。
（緩和処置及び予防処置が明記されていることが重要である）

3) 事故及び緊急事態の発生時の対応

緊急事態等が発生したときには、あらかじめ作成している作業手順書の通り対応すること。予期せぬ出来事が起きても、2次災害が起こらないように悪影響を最小限に止めるための予防又は緩和すること。

4) 作業手順書の定期的テスト及び見直しと記録の保持

環境管理責任者はじめ該当する構成員は、緊急事態への準備及び対応手順書に基づき、定期的（毎年1回・防災訓練時）にテストを行い、手順書を確認し、必要に応じて改訂する。
又、事故又は緊急事態発生後には、必ず手順書を見直し、必要に応じて改訂する。

5) 作業手順書の有効性評価と記録の保持

4) とも関係するが、定期的に作業手順書を見直し、定期的にテストを実施し、その手順書の有効性を評価する。

注意点：

- ①緊急時の機器・備品 火災時の消火器など即時稼働するのか。
- ②事故含め、リスクアセスメントが実施されていれば共有すると良い。

1 1. 環境関連文書及び記録の作成・整理

エコアクション21の取組を実施するのに必要な文書を作成し、整理する。
 エコアクション21の取組に必要な記録を整理する。 2

- 1) 文書は、作成の責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付を明記し有効期限のあるものは明確にすること。
- 2) 該当文書は、必要ときに、必要ところで使用可能な状態であること。
- 3) 文書をレビューし、必要に応じて改訂し、常に最新版であること。
- 4) 文書、記録の保管期間及び廃棄の手順を決めておくこと。
- 5) 活動に最低限必要な、文書体系表を以下に示す。

| | EA1:2009 要求事項 | | 文書 | 記録 | 作成者 | 承認者 | 保存 | |
|--------|----------------------|--------|----------------------------|---|-----|-----|----|----|
| | | | | | | | 部署 | 年数 |
| 1 | 取組の対象組織・活動の明確化 | | (マニュアル及び環境活動レポートに明記) | | | | | |
| 2 | 環境方針の作成 | | 環境方針 | | | | | |
| 3 | 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価 | | | 負荷の自己チェック結果 | | | | |
| | | | | 取組の自己チェック結果 | | | | |
| 4 | 環境関連法規等の取りまとめ | | 環境関連法規類及びその他の要求事項一覧及び遵守評価表 | | | | | |
| 5 | 環境目標及び環境活動計画の策定 | | | 環境目標、成果実績及び評価 | | | | |
| | | | | 環境活動計画、成果実績及び定期的評価 | | | | |
| 6 | 実施体制の構築 | | 実施体制・組織図 役割責任の明記 | | | | | |
| 7 | 教育・訓練の実施 | | 教育・訓練の計画 | | | | | |
| | | | | 教育・訓練の結果 | | | | |
| 8 | 環境コミュニケーション | | | 外部からの苦情・要望等の受付、対応の結果 | | | | |
| 9 | 実施及び運用 | | 作業手順書 | | | | | |
| 10 | 環境上の緊急事態への準備及び対応 | | 事故及び緊急事態の特定及び対応・作業手順書 | | | | | |
| | | | | 事故及び緊急事態の準備対応手順書のテスト結果 | | | | |
| 11 | 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防 | 監視及び測定 | | 環境目標の達成状況・環境活動計画の実施状況と評価 | | | | |
| | | | | 法・その他の遵守評価結果 | | | | |
| | | | | EA21要求事項・学内ルールの遵守機能の有効性 (学長評価見直し記録に明記) | | | | |
| | | 問題点の処置 | 問題点の是正処置及び予防処置の結果 | | | | | |
| (内部監査) | | | 内部監査計画 | | | | | |
| | | | 監査チェックリスト | | | | | |
| | | | | 内部監査の結果 | | | | |
| 12 | 環境関連文書及び記録の作成・整理 | | | | | | | |
| 13 | 代表者による全体の評価と見直し | | | 学長による全体の評価と見直しの結果 | | | | |
| 14 | 環境活動レポート作成 | | 環境活動レポート | 環境活動レポート・公表 | | | | |
| 15 | (環境マネジメントマニュアル作成) | | 環境マネジメントマニュアル | | | | | |

1 2. 取組み状況の確認並びに問題の是正及び予防

環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。
環境関連法規等遵守状況を定期的に確認及び評価する。
環境目標の達成及び環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

3

環境管理責任者及び各委員は、次の役割責任を決めて、迅速・正確に処置を行う。

1) 監視・測定及び遵守評価

- ①環境目標、環境活動計画の進捗度合いを定量・定性的に毎月・定期的監視・測定し、達成状況、実施状況の活動評価及び結果を記録する。
- ②環境関連法及びその他の事項の規制基準の全項目を、漏れなく定期的に毎年1回程度監視・測定し、遵守評価を一覧表に記録を保持する。
注意すべきことは、規制基準は遵守しているが、悪化傾向の項目を把握し、その原因を調査し、対策の必要性を議論し、可能な限り予防管理の観点から予防処置を行う。
(悪化傾向の把握方法：直近3か月又は1年前の規制基準と比較)
特に、今後も遵法性(法規制基準等の監視・測定頻度、届出、許可証、契約書、有資格者等)保持の仕組みが保持されることを評価する。
(エコアクション21の基本的な認証登録条件で、法遵守評価が実証できることが、最も重要であることを関係者は自覚すること)
- ③環境経営システム構築及び実施・運用
エコアクション21要求事項及び学内の取決めルールがシステム構築され、実施されているかどうかを監視・測定し、その有効性を評価する。

2) 問題の是正処置及び予防処置

問題がある場合、以下の処置をする。

- ①是正処置(対応策の再発防止)
発生した『問題の原因を明確』にし、その原因を除去する処置をとる。
- ②予防処置(未然防止)
現時点は問題はないが、放っておくと将来的に問題が発生すると予想される場合は、その原因を除去する予防処置を行う。
しかし、予防処置は大きな投資等が考えられるので、その処置を評価し学長決裁後に、他の部門へも水平展開する。
- ③処置の有効性
経営資源を投入した場合は、費用対効果を把握すること。処理後、予想した効果・有効性が認知されなかった場合、原因の特定、処置の方法又は双方の問題点を見直し、再度処置をすることで経営貢献に繋げること。
- ④問題処置の条件
 1. エコアクション21要求事項及び学内取決めルールの不満足
 2. 環境関連法規制及びその他の事項の違反
 3. 環境活動計画が3ヶ月間連続未達成
 4. 内部監査の指摘事項

□推奨事項

・内部監査を実施する。

※取組み状況の確認及び評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に1回以上、環境経営システムの全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか(あるいは達成できるか)、環境活動計画が適切に実施され、環境への取組及びシステムが継続的に改善されているか等を中立的立場から監査の上評価し、その結果を学長及び環境管理責任者に報告します。

3) 内部環境監査（鳴門教育大学の自主的要求事項）

鳴門教育大学は、エコアクション21の内部監査を行うために、1年に1回以上、次の事項を確実に実施すること。

a) 環境マネジメントシステム監査

構築したエコアクション21は、EA21:2009要求事項を満足しているか。

b) パフォーマンス監査及び遵法監査

作成した環境マネジメントマニュアル、手順書等及び学内の取決めルール通り、実施・運用しているか。パフォーマンスとして計画の達成度合い及び法規制類の遵法性が維持され、向上しているか。

c) 上項、a) b) 監査結果のありのままを学長に報告しているか。

監査は、全活動、全組織、全構成員を対象とし、毎回監査の目的をもつこと。監査計画書及びチェックリストは毎回整備を行い、監査が有効となるように努めること。

監査員、監査チームは、中立的な立場から公平性・客観性を確保すること。 4

①環境管理責任者及びエコアクション21運営委員会は、以下の事を実施、維持すること。

1. 毎回監査の目的を決める。
2. 監査員及び監査チームリーダーを選定する。
3. 選定の方法を公表する。
4. 監査員の力量アップに努める。

②監査は、1年数回に分けて実施しても良く、被監査側と毎回話し合うこと。

③監査計画書及び監査チェックリストは、毎回、監査が有効となるように、整備をすること。

④監査の手順（監査手順書作成）

1. 初回会議（監査側から被監査側へ監査の同意を得る）
2. 証拠収集（監査は、証拠主義で客観的証拠がある記録が有効）
3. チームミーティング（監査のまとめ）
4. 最終会議（学長にありのまま報告する）

⑤内部監査は、第三者審査人の表面的な審査ではなく、実態改善へやりがいのある活動で、改善提案が提言できる立場であることの自覚を保持すること。

1 3. 代表者による全体の評価と見直し

代表者（学長）は、エコアクション21全体の取組み状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。 3

- 1) インプット情報

学長は、自ら全体の評価と見直しのために、以下の情報を収集する。
（環境管理責任者は、改善提案を含めて以下の情報を学長に報告する）

 - ①内部監査の結果
 - ②環境目標及び環境活動計画の達成状況
 - ③環境経営システムの実施状況
 - ④環境関連法規及びその他の事項の遵守状況
 - ⑤問題点の是正状況
 - ⑥外部からの利害関係者の苦情、要望事項
 - ⑦周辺の状況変化（特に法律・条例などの新たな動向）
 - ⑧その他、本学にとって重要と思われる情報。

- 2) 有効性、適切性を確実にするためのエコアクション21の評価

学長は、エコアクション21マネジメントシステムの有効性及び活動の適切性を評価し、改善につなげる。
上項1)の情報から、学長は、有効性、適切性を確実にするために環境経営システム及び成果・実績の評価と見直しを行い、環境管理責任者に以下の項目について変更する必要性を明確にする。

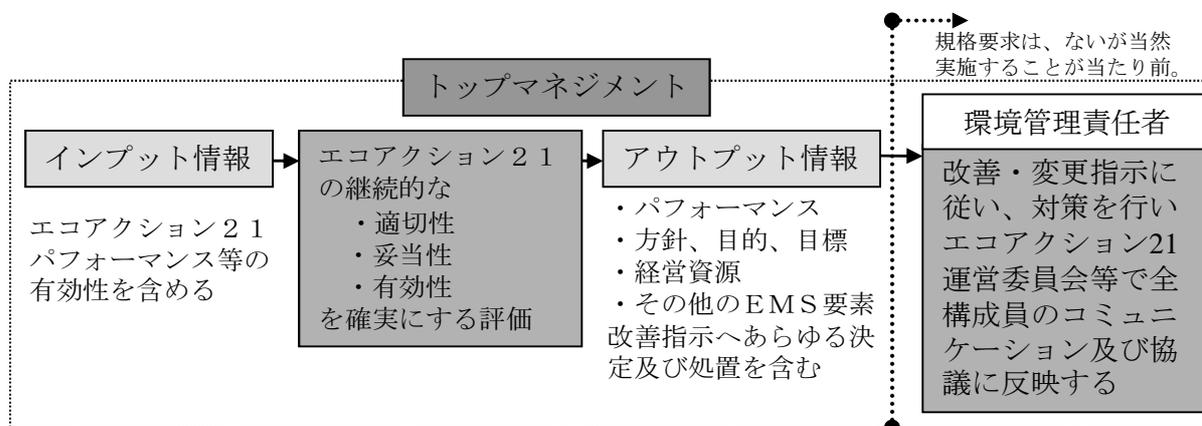
- 3) アウトプット情報

学長は、上項2)に基づき、以下の項目に対し、次の改善に必要な処置を指示する。

 - ①環境方針（学長自ら変更する）
 - ②環境目的、環境目標、環境活動計画（実施計画）
 - ③環境経営システム
 - ④その他

- 3) 環境マネジメントレビューの結果を周知

環境管理責任者は、学長からの改善への指示に従って、具体的な対策の決裁を取り、全構成員へ周知し、実行する。



14. 環境活動レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境活動レポートを定期的（原則毎年度）に作成する。

1. 組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
2. 対象範囲（認証・登録範囲）レポートの対象期間及び発行日）
3. 環境方針
4. 環境目標
5. 環境活動計画
6. 環境目標の実績
7. 環境活動計画の取組み結果とその評価、次年度の取組み内容
8. 環境関連法規等の遵守状況の評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
9. 代表者（学長）による全体評価と見直しの結果

1

1. エコアクション21に取組み、認証登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を取りまとめ公表すること。
2. 環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくもので環境活動の宣伝のためのパンフレットではない。
3. 必要事項を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報公開に対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得、組織が存続していくための方策の一つである。（虚偽記載のご法度）
4. 環境活動レポートの作成は、段階的に記載内容を充実させていくと共に、必要に応じて業者、地方公共団体、地域の消費者団体や環境NGO、構成員等の利害関係者に配布することが必要。
5. 環境活動レポートは、認証審査等を受けるときには必ず必要となるが、その後は、原則毎年度作成すること。
6. 環境活動レポートの取りまとめ
次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめる。
 - 1) レポート表紙（レポートの対象期間及び発行日）
 - 2) 大学の概要（個々の所在地、概要、規模等）
 - 3) 対象範囲（認証・登録範囲）
 - 4) 環境管理責任者及び担当者連絡先
 - 5) 環境方針
 - 6) 環境目標とその実績
 - 7) 主要な環境活動計画の内容
 - 8) 環境活動の取組み結果の評価及び次年度への取組み内容
 - 9) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無10) 代表者（学長）による全体評価と見直し
7. 環境活動レポートの公表
環境活動レポートを、事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にして公表する。さらにエコアクション21中央事務局に送付する（エコアクション21中央事務局が取組み事業者等を公表する）
また、可能な場合は、本学のホームページ又は冊子等において公表する。